

毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 豚コレラ予防注射の実施

告示

鳥取県告示第二百二十四号

次のように豚に対して豚コレラ予防注射を実施するので
家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第
六条の規定により豚の所有者に対して予防注射をうける
ことを命ずる。

昭和三十年五月七日

鳥取県知事 遠藤

茂

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚 但し生後六十日以内、分娩前一箇月のも
のを除く

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法

豚コレラ予防注射 皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月 十日	気高郡酒ノ津村	同上
" 十一日	勝谷村	"
" 十二日	瑞穂村	"
" 十三日	宝木村	"
" 十六日	浜村村	"
" 十七日	逢坂村	"
" 十八日	青谷町	"
" 十九日	"	"
" 二十日	"	"